

みよし市

土木設計業務等変更ガイドライン

令和7(2025)年4月
みよし市総務部総務課（契約検査担当）

はじめに

土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て履行すべきものである。発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者は業務の意図及び目的を十分に理解した上で自らの技術力や応用力を発揮して取り組むことで、高品質な成果品の作成につながる。

しかしながら、様々な過程において自然的な履行条件が実際と相違するなど、予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合がある。

より良い品質の成果品を作成するには、発注者が、設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要であり、設計変更内容については、両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠となる。

さらに、令和元(2019)年6月には「新・担い手3法」として「公共工事の品質確保の推進に関する法律」の一部が改正され、公共工事に関する調査等（設計、測量、地質調査その他の調査）の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を担っていることから、法律の対象に公共工事に関する調査等が新たに位置付けされ、適切な設計変更が発注者の責務であることとされた。

本市では、設計変更については「みよし市土木設計業務等委託契約約款」においてその手続を定め、また、「みよし市設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続等）を定めている。

本ガイドラインは、土木設計業務における設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の目安として、その留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とし、策定したものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、土質・地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

はじめに

発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、年度当初からの予算執行の徹底や年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含める。）を明示した特記仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務工程の共有や、速やか、かつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2

目次

- I 土木設計業務等変更ガイドライン・・・・・・・・・・ P1～P21
- II 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料1～9

3

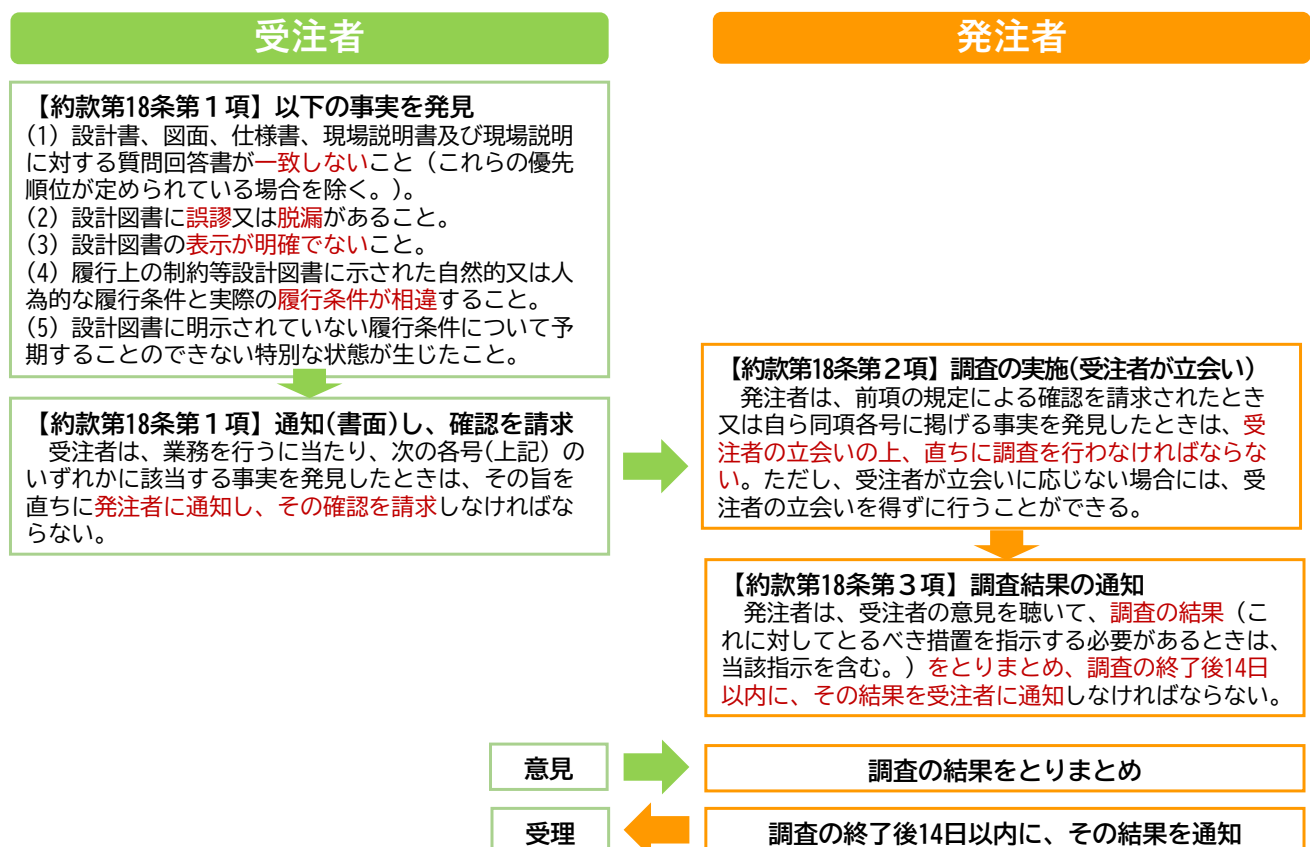
土木設計業務等設計変更ガイドライン 目次

1 土木設計業務等の変更の手続フロー	P 5
2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース	P 7
【基本事項】【留意事項】	P 7
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続	P 8
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続	P 10
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	P 13
(4) 業務の中止の場合の手続	P 17
(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	P 18
(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	P 19
3 土木設計業務等の変更の対象とならないケース	P 20
4 補足	P 21

注) 設計変更ガイドライン中において
「約款」とは「みよし市土木設計業務等委託契約約款」を示す。
「共通仕様書」とは「愛知県設計業務等共通仕様書」を示す。

4

1 土木設計業務等の変更の手続フロー



5

土木設計業務等の変更の手続フロー

受注者

発注者

【約款第18条第4項】設計図書の訂正又は変更
前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、**必要があると認められるときは**、発注者は、**設計図書の訂正又は変更を行わなければならない**。



【約款第18条第5項】履行期間若しくは契約金額変更
前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、**必要があると認められるときは**、**履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない**。



【約款第25条】履行期間の変更方法

履行期間の変更については、**発注者と受注者とが協議**して定める。

【約款第26条】契約金額の変更方法等

契約金額の変更については、**発注者と受注者とが協議**して定める。

6

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能。

1. 当初発注時点で予期し得なかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責めに帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責めによらず業務着手できない場合
3. 所定の手続（約款第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になった場合
（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
5. 受注者の責めによらない履行期間の延期や短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」を行う。
2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。 ※「協議」「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。

7

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続【約款第18条第1項第2号】

○受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合に発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

【約款第18条第1項第2号】

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、その旨を直ちに発注者に通知

発注者

【約款第18条第4項】

左記の事実が確認された場合、発注者は必要に応じて設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は約款第25条、第26条に基づき、「受発注者の協議」により履行期間及び契約金額を定める。

【例示】

- (1) 貸与された資料を確認したところ、公示されている数量に誤りがあった。
- (2) 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討など、必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- (3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。
など

8

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

変更事例 1

道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所において「法面工詳細設計」が必要であるにもかかわらず、設計項目に含まれていなかった。

適切な変更手続

設計図書の脱漏を発見【約款第18条第1項第2号】

受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知【約款第18条第2項、第3項】

受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者はその結果を調査終了後14日以内に受注者に通知する。

設計図書変更～契約金額変更【約款第18条第4項、第5項、第26条】

発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）の訂正又は変更をし、受発注者で契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続を行う。

9

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続【約款第18条第1項第3号】

○「設計図書の表示が明確でないこと」とは、表示が不十分、不正確、不明確であるため、実際の業務遂行にあたり、どのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

【約款第18条第1項第3号】

受注者は、条件明示が不明確な（設計図書の表示が明確でない）旨を直ちに発注者に通知

発注者

【約款第18条第4項】

左記の事実が確認された場合、発注者は必要に応じて設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は約款第25条、第26条に基づき、「受発注者の協議」により履行期間及び契約金額を定める。

【例示】

- (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

など

10

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

変更事例 2

築堤護岸詳細設計において設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適切な変更手続

設計図書の表示が明確でないことを発見【約款第18条第1項第3号】

受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知【約款第18条第2項、第3項】

受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について調査を行い、発注者はその結果を調査終了後14日以内に受注者に通知する。

設計図書変更～契約金額変更【約款第18条第4項、第5項、第26条】

発注者は、「設計起終点位置を測点での明示と、それに伴う設計延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正又は変更をし、受発注者で契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う契約金額の変更手続を行う。

11

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

設計変更のポイント… 当初設計図書の脱漏、表示の不明確

条件明示チェックシートの活用 ※予備設計でチェックシート作成済の詳細設計業務の場合

・受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

※契約前の注意点 「業務内容の明確化」

- ・発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、**設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要**である。
- ・例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更ができる。
- ・受注者は本ガイドライン2ページ「発注者・受注者の留意事項」に示しているように、入札時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は受注者からの質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

12

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3)設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続

【約款第18条第1項第4号】

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形や水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件や適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

【約款第18条第1項第4号】

受注者は、自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに**発注者に通知**

発注者

【約款第18条第4項】

左記の事実が確認された場合、**発注者は必要に応じて設計図書の訂正・変更**

受注者及び発注者は約款第25条、第26条に基づき、「**受発注者の協議**」により**履行期間及び契約金額を定める**。

【例示】

- (1) 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) その他、新たな制約等が発生した場合

など

13

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

変更事例 3

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適切な変更手続

履行条件の相違を発見【約款第18条第1項第4号】

受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知【約款第18条第2項、第3項】

受発注者は、打合せ等で、「受注者に責めのない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者はその結果を調査終了後14日以内に受注者に通知する。



設計図書変更～履行期間変更【約款第18条第4項、第5項、第25条】

発注者は、「履行期間」について設計図書（特記仕様書）の訂正又は変更をし、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じて履行期間の変更手続を行う。

14

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

変更事例 4

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適切な変更手続

履行条件の相違を発見【約款第18条第1項第4号】

受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知【約款第18条第2項、第3項】

受発注者は、打合せ等で、「受注者に責めのない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について調査を行い、発注者はその結果を調査終了後14日以内に受注者に通知する。



設計図書変更～履行期間・契約金額変更【約款第18条第4項、第5項、第25条、第26条】

発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）の訂正又は変更をし、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と契約金額の変更手続を行う。

15

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

設計変更のポイント…条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- ・ 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- ・ 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続を行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- ・ 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- ・ 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- ・ 公安委員会との調整による遅れ
- ・ 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ
- ・ 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ
- ・ 地元住民（自治会含む。）との調整による遅れ
- ・ 農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ

16

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4)業務の中止の場合の手続【約款第20条、共通仕様書第1124条】

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責めに帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。

この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。

受注者からの発議も可。

【約款第20条第1項】

発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

※発注者から、一時中止の指示を行うこと。
(契約上一時中止をかけることは発注者の責務)

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【約款第25条第1項】 ※必要に応じて変更工程表等を提出

【例示】

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られなかった。
- (2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当又は不可能となった。
- (3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった。

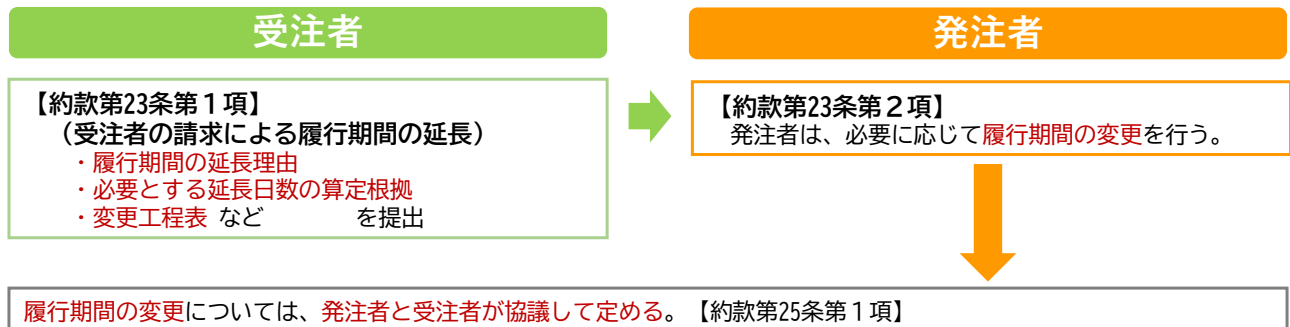
17

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続【約款第23条、共通仕様書第1123条】

○受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行う。



【例示】

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られなかった。
- (2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

など

18

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの【共通仕様書第1105条】

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

【例示】

- (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

など

19

3 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として約款第25条及び第26条の変更ができない。
ただし、約款第27条（臨機の措置）の場合はこの限りでない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. みよし市土木設計業務等委託契約約款・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（約款第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条）
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

20

4 補足

日頃から心がけるべき内容

- 1) 業務の発注前までに、業務に関わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) どのような設計条件であるか把握できる条件明示チェックシートを、受発注者は業務開始前に活用し共有すること。
- 3) 受発注間で密接な連絡を取り合い、情報を共有すること。
- 4) 受注者からの疑義に対するワンデーレスポンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる合同現地踏査を実施すること。
- 6) 受発注者相互で何を確認し了承を確認したか打合せ記録簿に記録し、共有をすること。
- 7) 受発注者相互で業務を円滑かつ効率的に進めるとともに、ウィークリースタンスに取り組むこと。
- 8) 受注者とは対等であることを認識すること。

21

設計変更ガイドライン 参考資料 目次

Ⅱ-1 みよし市公共土木設計業務等委託契約約款(抜粋)・・・参考資料1～4

- 第18条(条件変更等)
- 第19条(設計図書等の変更)
- 第20条(業務の中止)
- 第21条(業務に係る受注者の提案)
- 第22条(適正な履行期間の設定)
- 第23条(受注者の請求による履行期間の延長)
- 第24条(発注者の請求による履行期間の短縮等)
- 第25条(履行期間の変更方法)
- 第26条(契約金額の変更方法等)
- 第27条(臨機の措置)

Ⅱ-2 愛知県設計業務等共通仕様書(抜粋)・・・・・・参考資料5～6

- 第1121条 条件変更等
- 第1122条 契約変更
- 第1123条 履行期間の変更
- 第1124条 一次中止

Ⅱ-3 みよし市設計変更事務取扱要領・・・・・・参考資料7～9

参考資料 目次

Ⅱ-1 みよし市公共土木設計業務等委託契約約款(抜粋)

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1)設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
 - (2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3)設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4)履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5)設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

Ⅱ-1 みよし市公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（業務の中止）

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

参考資料 2

Ⅱ-1 みよし市公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（受注者の請求による履行期間の延長）

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

参考資料 3

Ⅱ-1 みよし市公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（契約金額の変更方法等）

- 第26条 契約金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

（臨機の措置）

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

参考資料 4

Ⅱ-2 愛知県設計業務等共通仕様書（抜粋）

※共通仕様書内「約款」については、愛知県公共土木設計業務等委託契約約款を指す。

第1121条 条件変更等

1. 約款第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して約款第18条第4項、第19条及び第21条第2項の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。
3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款第30条第1項の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

参考資料 5

II-2 愛知県設計業務等共通仕様書（抜粋）

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 約款第23条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

参考資料 6

II-3 みよし市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、みよし市契約規則（昭和42年三好町規則第1号）第36条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ契約者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要が生じた場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び履行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等（施設管理者又は関係機関との調整を含む。）が必要となった場合
 - エ 安全対策（交通誘導警備員、仮設工等の新增設等）に基づく場合
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による数量、処理方法、処理場等の変更等に基づく場合
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の内容の不一致、誤り、脱漏又は不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合
- (3) 事業の進捗を図ることが合理的かつ効果的であるもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30%以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合
 - ただし、増加額が30%を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約 変更することができるものとする。
- なお、契約変更が複数回に及び場合、当初契約金額に対する累積増減額が当初契約金額の30%を超えてはならないものとする。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2. 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替えるものとする。

(設計変更の手続)

- 第5条 設計変更はその必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表に定める決定区分に従い決定を受け、契約者に協議しなければならない。この場合において、変更金額については概算金額とすることができる。
2. 監督員は、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事のみ）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができるものとする。
 - (1) 現場の取合いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの
 - (2) 防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの
 - (3) 契約者の責めによらない事由で、設計変更の協議を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかの条件を満たす変更又は次に掲げる条件を全て満たす軽微な変更は、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあっては各会計年度末）までに行うことができるものとする。なお、契約期間を変更する必要があるものについては、その都度遅滞なく変更契約書を作成しなければならない。

- (1) 工種の追加を伴わないもの
 - (2) 設計変更による増減額（複数回に及び変更の場合は、累積増減額）が当初契約金額の30%未満かつ1,000万円未満のもの
2. 契約変更に伴う変更執行何書に添付する設計変更理由書には、第3条の「設計変更のできる範囲」に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。この場合において該当する事項が2以上となる場合も同様とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

参考資料 7

Ⅱ-3 みよし市設計変更事務取扱要領

別 記

1 一般的事項

設計変更は、一般に競争入札の手続を経て成立した請負契約の内容を変更するものであるから、要領第3条「設計変更のできる範囲」に定める場合に限って限定的に認められるものである。したがって、当初の設計書作成段階では、現場調査等を十分かつ慎重に行うものとし、安易に設計変更を行うことは極力避けなければならない。

2 個別的事項

(1) 要領第3条第1号イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業をいうものとする。

(2) 要領第3条第1号(1)ウについて

発注後における地元要望等を理由とする設計変更の取扱いが、これまで不明確であったため、新たに一項を加えたが、これは、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望に対する対応をいう。

(3) 要領第3条第2号クについて

クについては、要領第3条第2号ア～エ以外の場合をいう。

(4) 要領第3条第3号について

設計額と契約額との差額（いわゆる請負差金）において、当該予算が計上された趣旨に沿って既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(5) 要領第4条第1項及び第6条第1項第2号について

累積増減額については概算額で行うものとする。

(6) 要領第4条第2項について

諸経費調整を伴う設計変更による変更契約は、原則前払いを行った後、速やかに行うものとする。なお、契約保証金及び前払金については、当初契約金額（諸経費調整を伴う設計変更による変更契約を行う前の契約金額）を基に算定した額とする。

(7) 要領第5条第1項について

概算金額は、契約者の見積書を参考にすることができる。

(8) 要領第5条第2項について

変更手続において、変更協議を行い変更契約締結した後、着手することが原則であるが、変更内容や状況により、協議前着手が必要な場合の特例を定めたものである。なお、この場合の協議の時期については、この条文及び他の条文に定める範囲内であれば、工期内においてまとめることができるものとする。

(9) 要領第6条第1項第1号について

工種については、原則的には土木工事レベル2（国土交通省が積算体系で定めるレベル。国土交通省において積算体系が変更された場合は変更したものであるものとする。）、建築については種目をいう。

(10) 要領第6条第1項第2号について

軽微な変更等のうち、「30%」かつ「1,000万円」という範囲は、契約変更が2回以上と重なることがあっても、当初契約金額に対する最終的な増減額がこの範囲を超えてはならない趣旨である。

(11) その他

ア 設計変更が原則できないケース

(7) 発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(イ) 発注者と「協議中」で協議の回答がない時点で施工を実施した場合

(ウ) 正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合

イ 業務委託の変更について

業務委託の変更については、要領中「工事」を「業務」と読み替えて適用するものとする。なお、変更に係る手続における決定区分は、別表の決定区分及びみよし市職務権限規程（昭和50年三好町規程第1号）の決定区分によるものとする。

参考資料 8

Ⅱ-3 みよし市設計変更事務取扱要領

別表（第5条関係）

種類	契約権限事項	決定者				合議			
		市長	副市長	部長等	課長等	財政担当部長	契約担当部長	財政担当課長	契約担当課長
工事・委託等 設計変更協議書	元設計 15,000万円以上	○ 増減額（累積）が当初契約金額の10%を超える場合		○ 左記以外		○	○	○	○
	元設計 15,000万円未満 6,000(1,000)万円以上		○ 増減額（累積）が当初契約金額の10%を超える場合	○ 左記以外		○ 増減額（累積）が当初契約金額の10%を超える場合	○ 増減額（累積）が当初契約金額の10%を超える場合	○	○
	元設計 6,000(1,000)万円未満 130(50)万円超			○		○ 増減額（累積）が当初契約金額の30%を超える場合	○ 増減額（累積）が当初契約金額の30%を超える場合	○ 増減額（累積）が当初契約金額の20%を超える場合	○ 増減額（累積）が当初契約金額の20%を超える場合
	元設計 130(50)万円以下 30(30)万円超				○			○ 増減額（累積）が当初契約金額の30%を超える場合	○ 増減額（累積）が当初契約金額の30%を超える場合

※ （ ）内は委託をいう。

参考資料 9